

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	細街路拡幅整備事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木正人
		担当者名	井上憲司	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	細街路拡幅整備助成費(33-95-50-01) 細街路拡幅整備事務費(33-95-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等。				
内容	<p>建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主、土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。</p> <p>「整備の円滑化を図るための支援」</p> <ol style="list-style-type: none"> 助成金の交付 <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の整地経費の助成(ガス・水道等の移設経費)@30,000/m² ブロック塀・擁壁の移設@10,000/m すみ切り部分の整地助成@60,000/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きを代行する。 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は「東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会」へ@30,450円/件で業務委託。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 平成2年 荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止した。 				
必要性	建築基準法が昭和25年から施行されているが、道路中心から2m後退した部分が保たれていないのが実情であった。事業に対する法的強制力はないが、建築主や土地所有者の理解と協力を得て着実に拡幅整備が進捗しており、二項道路後退には必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び居住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築確認事前相談時に細街路拡幅整備事業の説明をする。 建築確認申請に併せて拡幅整備承諾書を受理する。 建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。(土木部道路課へ依頼) 拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。 助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	39,671	37,384	36,677	33,861	33,368	31,504	110,961	
決算額(20年度は見込み)	34,576	31,828	26,425	30,332	27,401	29,722	110,961	
人件費				23,216	21,522	21,592		
【事務分担量】(%)				320	310	310		
合計(+)	34,576	31,828	26,425	53,548	48,923	51,314	110,961	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	40,000	
都(特定財源)	2,685	2,748	2,963	2,259	1,393	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	31,891	29,080	23,462	51,289	47,530	51,314	70,961	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
整備件数(件)	246	222	188	216	240	237	200	
整備延長(m)	2,249	2,335	2,202	2,530	2,506	2,293	2,000	
整備面積(m ²)	1,252	1,328	1,384	1,628	1,380	1,354	1,300	
すみ切り整備(ヶ所)	37	36	23	38	28	34	30	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	負担金補助及び交付金	後退用地整備助成	23,685	後退用地整備助成	25,458	後退用地整備助成	25,115
	一般需用費	消耗品、印刷製本	610	消耗品、印刷製本	640	消耗品、印刷製本	810
	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,106	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,624	後退用地非課税申告用資料作成委託	5,036
	委託料					指定道路図及び指定道路調書作成委託	80,000

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	後退用地整備率（%）	34	35	36	37	年間1%増	整備延長 / 整備対象道路延長両側
	拡幅整備承諾率（%）	89	88	88	90	95	承諾書受理 / 承諾書対象件数
	公共施設後退整備箇所	88	88	88	89	95	120箇所、年3施設程度 (学校1施設)

（問題点・課題）

- ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。
- ・防災生活圏区域の補助金制度は、都は補助対象メニューの整理・改廃を行い、「東京都防災密集地域総合整備事業」として再構築したのに伴い、細街路の助成・整備費は、平成18年度をもって終了した。
- ・公共施設での後退整備が遅れている。細街路拡幅整備に協力する周辺住民から苦情・反発がある。公共施設での後退整備は、14年度庁議説明では36施設中4施設が整備済である。整備率は19年度末現在15.5%(248/1,590.4m)である。なお、細街路対象公共施設の後退整備は120ヶ所のうち88ヶ所が整備済である。

他区の実況

（実施 19 区 未実施 3 区）

23区実施率:86.9%（条例8区、要綱10区、規則1区、整備方針1区）

問題点・課題の改善策検討

	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	建築確認申請時の他に、拡幅可能な隣地向かい或いは駐車場の敷地所有者へも、調査し職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解させ協力を要請していく。	建物の建替え予定のない駐車場等空地を整備することにより、建物の建替え時以外でも整備が進んでいく（毎年年間10件程度の整備あり）。
	防災生活圏促進事業の終了に併せ、密集住宅市街地整備促進事業及び都市防災総合推進事業を導入したので、この事業を活用していく。	密集事業等に移行したことにより、細街路の整備費（道路課所管）については続行しているので、積極的に活用する。
	未整備の区の公共施設については、計画的に拡幅整備していく。	公共施設での後退整備を実施すると、その道路に面する建築主への承諾書もより協力が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上と居住環境改善のため重要

議事要旨

なし

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	大西 一朗	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	建築指導事務費（35-09-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	建築基準法、バリアフリー法、東京都建築安全
終期設定	有	無	年度	法令等	条例、福祉のまちづくり条例等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。				
内容	1 建築確認審査及び検査 2 許可・認定 3 融資住宅の審査 4 建築物の監察 5 各種調査及び証明				
経過	・昭和25年5月24日 建築基準法制定（11月23日施行） ・平成14年7月 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。 ・平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等建築基準法が強化された。 ・平成19年6月 構造計算適合性判定機関が認可される。（11機関） ・平成19年6月20日 改正法が施行される。				
必要性	建築基準法に基づく地方自治体の基本的事務				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	473	814	601	2,808	528	15,323	10,939	
決算額（20年度は見込み）	364	712	456	2,687	490	3,711	10,939	
人件費				100,072	100,736	100,161		
【事務分担量】（%）				1,190	1,230	1,230		
合計（+）	364	712	456	102,759	101,226	103,872	10,939	
国（特定財源）				690				
都（特定財源）	96	95	95	95	95	121	95	
その他（特定財源）	19,407	16,068	12,746	10,819	13,115	16,881	22,255	
一般財源	-19,139	-15,451	-12,385	91,155	88,016	86,870	-11,411	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
建築確認申請数	429	373	271	236	240	205		
違反件数	40	47	78	72	116	89		
証明発行件数	1,891	1,017	1,366	1,506	2,060	2,351		
閲覧件数			673	1,100	1,417	1,938		
構造計算適合性判定件数						14		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品購入(図書等)		205	消耗品購入(図書)	418	消耗品購入(図書)	320
	役務費			判定機関への郵送料	0		
	委託料	特定建築物定期報告	235	特定建築物定期報告	1,003	特定建築物定期報告	1,147
				構造計算判定委託料	2,290	構造計算判定委託料	9,472
負担金補	支援システム運用協議会		50				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
完了検査実施率		74%	65%	74%	-	80%	検査済件数 / 確認申請件数
標							

（問題点・課題）

1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。

2 平成11年に指定確認検査機関が設立されて以来、今日まで処分をめぐるトラブルも生じている。建築確認審査体制の見直しが検討されており、指定確認検査機関への指導、監督の強化を図る必要がある。

3 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。平成19年6月以降は、構造計算適合性判定機関（14機関）も認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認業務に時間がかかるため、確認業務の円滑化が課題となっている。

他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
-------	-----------------

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、法令に適合した建築物が増加し、安全性の高い街づくりが図れる。
建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築確認等区民の建築に対する問い合わせに、迅速的確に対応することにより、建築行政に対する区民へのサービスの充実が図れる。
指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携体制等の強化について検討する。	指定確認検査機関や指定判定機関との連携を密に図ることにより、建築行政に対する区民の信頼性を高めるとともに、活性化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議会要旨・質問状	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	田中 伸治	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	応急危険度判定費（35 - 12 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	7年度	根拠法令等	東京都防災ボランティアに関する要綱、東京都被害建築物応急危険度判定要綱、荒川区被害建築物応急危険度判定要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害時における体制の強化[11-01]			
目的	震災等により被害を受けた建築物（被害建物）に対し、余震等による落下物や倒壊の危険性を調査して、その建築物の当面使用の可否を判定し、二次災害を防止する。				
対象者等	震災等により被災した区内建築物				
内容	<p>震災発生時に、被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定員が建築物等の被災状況を調査し、二次災害発生への危険の程度を判定し、「危険」「要注意」「調査済」の表示を行う。</p> <p>1 区災害対策本部 荒川区地域防災計画に基づき設置される災害応急活動を行う。</p> <p>2 被災建築物応急危険度 区災害対策本部内に設置し、建築課長が本部長となり、判定員活動判定実施本部を指揮監督する。</p> <p>3 判定員 建築士法で定める建築士で、東京都の講習及び訓練を終了し、東京都防災ボランティアに登録しかつ荒川区被災建築物応急危険度判定員会に参加をしている荒川区内在住、在勤者。 （H20.3現在） 東京都登録者数156名（区職員30名＋その他126名） 区の応急危険度判定員登録者は、上記のうち79名 （荒川区が被災して自力で判定活動ができない場合は、都に支援を求める。）</p>				
経過	平成13,14,15,16,17,18,19年度 平成15,16年度 平成16年10月 平成19年7月	連絡訓練を実施 都の判定実施訓練に参加 新潟県中越地震応急危険度判定員として区職員派遣 新潟県中越沖地震応急危険度判定員として区職員派遣			
必要性	災害時の二次被害を防止するため必要性は高い				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	95	46	44	42	32	32	32	
決算額（20年度は見込み）	83	39	28	36	6	6	32	
人件費				1,724	1,708	2,562		
【事務分担量】（%）				20	20	30		
合計（+）	83	39	28	1,760	1,714	2,568	32	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	83	39	28	1,760	1,714	2,568	32	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	総会・講習会参加者			35	35	40	40	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	講師謝礼	0	講師謝礼	0	講師謝礼	26
	食料費	総会賄い	6	総会賄い	6	総会賄い	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	応急危険度判定員登録者数	72	89	79	(85)	95	最終目標100人

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時における判定体制の充実を図る必要がある。 ・荒川区被災建築物応急危険度判定員会を強化するため、実践に即した体制の整備を図る必要がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新たに東京都防災ボランティアに登録した判定員に対して、荒川区被災建築物応急危険度判定員会への参加のPR強化を図る。	荒川区被災建築物応急危険度判定員会の判定員の充実が図れる。
連絡訓練等による判定員相互の連携システムの強化や、震災訓練への参加活動により、荒川区被災建築物応急危険度判定員会の強化を図る。	荒川区被災建築物応急危険度判定員会の活性化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	応急危険度判定員の目標数の達成に向けて体制整備を行なうが、区内の発災においては都に支援を求めることになる。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の策定		部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
			担当者名	大西 一朗	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律	
終期設定	有	無	20年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。					
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物					
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間					
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月12日 都の同意を受ける ・平成20年5月14.15日 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 （計画の施行は平成20年4月1日とする。） ・平成20年5月22日 建設環境委員会報告					
必要性	都は防災会議による被害想定を半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進する本計画が必要である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				-	-	1,708		
【事務分担量】（%）				-	-	20		
合計（+）	0	0	0	0	0	1,708	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	1,708	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
標	住宅の耐震化率	—	73%	74%	75%	79%	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	—	84%	84%	84%	85%	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	—	90%	91%	92%	95%	27年度目標100%

（問題点・課題分析）	<p>耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。</p> <p>平成19年度実績 耐震診断 27件（木造住宅） 耐震改修 1件（木造住宅）</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策の確立。おおむね、3年ごとに計画に対する実績等の検証を行う。	震災の被害の軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	見直し	平成20年5月策定済み。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等調査事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	大西 一朗	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	耐震改修促進事業(35-85-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	近い将来、首都直下型地震が想定される中、区内にどれだけ危険なブロック塀等があるか、実態を把握するとともに、危険なブロック塀等の所有者及び管理者に対し、ブロック塀等の適切な管理、保全について啓発し、区民の安全を確保することを目的とする。				
対象者等	・ 区内の道路に面するブロック塀等				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の道路に面するブロック塀等の実態把握 ブロック塀等の高さ、延長、位置、目視による危険度<(社)全国コンクリートブロック工業会の診断カルテに基づく判定> ・ ブロック塀等の危険度の判定 目視において要注意となったブロック塀等については非破壊検査を行い判定する。 ・ 危険なブロック塀等の所有者及び管理者に対する、改修等の指導・助言、及び所有者等からの質問等に対する対応 ・ 調査結果を取りまとめ報告 				
経過					
必要性	各地の地震によるブロック塀等の被害を踏まえ、区内のブロック塀等の実態把握をする必要がある。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	-	-	-	-	-	-	6,460
	決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

